

令和6年4月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件開示申出に係る文書は当然に存在するといえる旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

修習専念資金の貸与を受けた場合、通常であれば支払う必要のある利息相当額の支払を免れ、実質的に同額の利益を得たことに基づく所得を雑所得として申告する必要があること（大阪地裁令和4年12月22日判決、大阪高裁令和5年7月26日判決及び最高裁令和5年12月22日決定）を、司法研修所が司法修習生に説明した際の文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和6年3月18日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 苦情申出人は、1記載の申告の義務について司法研修所から説明がない場合、司法修習生が確定申告において不可避的に過少申告をしてしまうことになるから、本件開示申出に係る文書は当然に存在する旨主張する。

しかし、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を作成すべき定めはない。念のため、本件開示申出文書を探索したが、存在しな

かった。したがって、本件対象文書を作成も取得もしていない。

(2) よって、原判断は相当である。